

令和2年度袖ヶ浦市健康づくり推進協議会 会議録

1 開催日時 令和2年8月20日(木) 午後4時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市保健センター 接種室

3 出席委員

会 長	松戸 裕治	委 員	安藤 久恵
副会長	林 健司	委 員	山口 和世
委 員	久保 秀一 代理 篠崎 久美	委 員	佐久間 睦美
委 員	砂川 直俊	委 員	天野 恵子
委 員	小島 さよ	委 員	吉岡 眞史
委 員	小島 直子	委 員	渡邊 香苗
委 員	谷元 光子	委 員	苅米 幹隆

4 欠席委員

委 員	成松 英世	委 員	大岩 みさ子
委 員	葛田 徳康	委 員	奥田 義明

5 出席職員

健康推進課長	渡邊 弘	上席栄養士	室武 由香子
健康指導班長	一色 弥生	総括保健師	三沢 ひとみ

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

7 議題

- (1) 袖ヶ浦健康プラン21(第2次)の令和元年度評価について
- (2) 令和元年度健康推進課事業の実績について
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する本市の取組みについて
- (4) その他

8 議事

事務局

本日はお忙しい中、またお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻でございますので、ただ今から、令和2年度第1回袖ヶ浦市健康づくり推進協議会を開催いたします。

会議の公開にあたり、本日の協議会は会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束が見えない状況ではございまして、本日の会議はアルコール消毒液の設置、3密を避け、ソーシャルディスタンス、換気等、十分に感染予防対策をとりながら会議を実施いたしますので、ご不便をおかけするかとと思いますが、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、本日の出席状況について、ご報告させていただきます。

成松委員、葛田委員、大岩委員、ならびに奥田委員から欠席の連絡をいただいております。また、久保委員の代理で篠崎様の出席となっておりますので、ご報告いたします。

また、出席のお返事をいただいております天野委員、吉岡委員につきましては、遅れておいでになるとの連絡がございましたので、このまま会議を始めてまいります。

本日の出席者は14名でございますので、全委員18名中14名の出席をいただいております。袖ヶ浦市健康づくり推進協議会要綱第5条第2項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、協議会を開催するにあたりまして、松戸会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

松戸会長

(会長挨拶)

事務局

ありがとうございました。

(配布資料の確認)

事務局

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は本推進協議会要綱第5条第1項により、会長が会議の議長となると定められているため、松戸会長に議長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

松戸会長

それでは、議題に入ります。議題（１）袖ヶ浦健康プラン２１（第２次）の令和元年度評価について、事務局からの説明を求めます。

事務局

資料１ 袖ヶ浦健康プラン２１（第２次）令和元年度評価 に基づき説明

松戸会長

それでは、ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等のある方はいらっしゃいますか。

松戸会長

検診について、私のところにも胃がん検診のお知らせが届いていたが、コロナウイルスの影響でだいぶ日程が中止になって、行ける日が減ってしまった。別の方からは、受診に行ったのだが、もう一杯だと断られ受けられなかったと聞いている。今年は、コロナウイルスの関係で、受診率が減ってしまうと思うが、来年度は十分な人数が受けられるのか。

事務局

胃がん検診については、新型コロナウイルスの感染拡大防止ということで、検診１回あたりの人数を消毒等の関係で制限をかけて実施せざるを得ませんでした。胃がん検診は事前予約制ではなく、当日来ていただく形であり、受付時間内で予定人数がいっぱいになってしまう日もいくつかございました。

皆様に大変ご不便をおかけしましたが、何よりも受診にあたっては、皆様の安全、安心を第一に考えてというところで講じた策でございます。コロナが収束して、また従来のように定員の方たちを受け入れられるよう努力してまいります。現状といたしましては、他の検診につきましても消毒等の作業を徹底していくため、受診可能人数を制限させていただくこととなります。

松戸会長

食育部会はこれから立ち上げるのか。どんなことをやるのか。

事務局

食育に関係する課は健康推進課だけではなく、かなり多岐にわたっておりまして、健康推進課のほか、保育課、農林振興課、学校教育課が関連します。学校に関するもののほか、保育園等低年齢のお子様に関する食育もありますので、課

をまたがって課題を共有し、どうしたら解決できるのかということ、今後部会の中で皆で検討していく予定であります。

吉岡委員

進行管理報告書の2ページ目、基本的方向2の分野2「家庭・地域における食の推進と健康づくり」の1番、「農畜産物直売所における市内農畜産物等の売上割合」を、最終評価を55%としているが、これは地産地消、ゆりの里のことを言っているのか。気になることがある。普通農産物は消毒をしないと虫に食べられる。確かに聞くと、農薬の量について指導があると思うが、私が見ている中で、出荷している方のやり方を見ていると、ちょっときつい農薬を使っているケースもあるのではないかと心配をしている。そのあたりのチェックをどうしておられるのか、本当にきちんと農薬の使用限度内を守ってやっているのか。チェックはどのような風に行っておられるのか、そのあたりは十分見ていただきたいというお願いである。

事務局

詳しくは申し上げられないが、JAきみつが運営しているもので、その中でも出荷者協議会にて研修の場を設け、指導が行われていると伺っております。この度、健康づくり推進協議会の委員さんより、お話をいただいたので、私どものほうで確認方法はどのようにしているのかについて、意見が出た旨を申し伝えたいと思います。

林委員

どの項目というわけではないが、全体として、D評価、E評価が多すぎる。令和元年度は、台風は起きたが、コロナはなかった。だとすれば、来年度の評価ではもっと悪い評価になる可能性があるのでは。5年後、できませんでした、と終わるのではないかという懸念がある。具体的な策を講じなければならないのではないか。横の連携を取りながら進めていく必要があるのではないか。

健康推進課として、いろいろな取組を行っているが、横のつながりをしていかないと、評価がC以上にならない。来年はより苦しいだろうということで意見させていただきました。

事務局

2ページ目から具体的な評価を掲載しているが、D評価が多い項目としては、先ほど会長からお話のあったがん検診の件、今年はかなり受診者を絞っているため、受診率は下がるものと思われまます。

また、栄養・食生活支援についてもD評価が多く、林委員からも先ほど、他課との連携をというお話をいただきましたが、教育委員会が所管するスポーツ推進計画を策定しているところです。スポーツ庁でもスポーツを通じた健康づくりということを打ち出しておりますので、そういったところとも連携して私も市全体で取り組むという考えで、健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

吉岡委員

前日も申し上げたと思うが、進行管理報告書3ページの分野4「休養・こころの健康」の「自殺者の減少」の目標が8人について、違和感を感じる。本当は0ではないか。目標が8人というのは、正直死ぬのを待っているような気がする。0が目標で実際は減りましたね、というのは納得できるが。

事務局

以前もご意見をいただき、申し上げているが、国のほうで目標値に関しては、自殺者を30%以上減少させるということが示されておりまして、本市においても11.6人から30%減少させて、8人と設定しております。

委員おっしゃるように、当然自殺者がいないというのが、理想的な社会だと思いますので、現実としては数値で目標値を定めておりますが、自殺者を減少させる、自殺者がいないまちづくりに向けて努めてまいりたいと考えております。

渡邊委員

昨年度まで、子供が幼稚園に行っており、役員をしていた。講演会を設け、給食センターの栄養士に来てもらい講演をしていただいた。保護者としては、こういう話を聞いた、こういうことをすればよかった、という意見が聞けたので、幼稚園だったり小学校の保護者等に対する食育に対する教室をもっと積極的にやっていていただきたい。子供たちの朝食をどうしようとか、夏休みであったり、コロナの状況下であったり、皆食事が大変だと言っている。

食事は大切なことだと思うので、もう少しどういふものを食べさせるといいとか、メニューなどをもっと積極的に教えていただけるとお母さんたちが助かるのではないかと思います。

事務局

健康推進課でも公民館単位で地域家庭教育学級や幼児家庭教育学級等をやっている、本日委員としていらしている母子保健・食生活改善推進員の方々と、調理実習や栄養士の講話を行う等、地域に出て積極的に指導をしております。今、

大変良いお話をいただきましたので、これから食育部会を立ち上げる中では、給食センターも委員として入りますので、このようなお話が合ったことを伝え、保育所の保育士もおりますので、積極的に食の指導をしていくよう関係者間で共有していきたいと思えます。

松戸会長

それでは、次に、議題（２）令和元年度健康推進課事業の実績について、事務局からの説明を求めます。

事務局

資料２ 令和元年度健康推進課主要事業実績 に基づき説明

松戸会長

それでは、ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問等ある方はいらっしゃいますか。

松戸会長

それでは、私の方から、予防接種で実施率が100%を超えているものがあるのはどうしてか。

事務局

予防接種の対象者として示しているのは、各予防接種で算定方法が規定されており、その年齢を対象者と定めています。実際は、接種可能年齢は例えば0歳から5歳まで等、幅があり、対象者として定めている年齢の数よりも多くの接種がされているものもあります。また、転入もありますので、このような状況となっております。

松戸会長

他にないようですので、次に、議題（３）新型コロナウイルス感染症に関する本市の取組みについて、事務局からの説明を求めます。

事務局

資料３ 新型コロナウイルス感染症に関する本市の取組み に基づき説明

松戸会長

それでは、ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

すか。

吉岡委員

県営住宅の住民の場合、県営住宅は県の所管であるが、もしこの住人がコロナに係った場合、市の対応となるのか。

事務局

一般的には、発熱や嗅覚異常等の症状がある場合、保健所に設置している帰国者・接触者相談センターに相談をいただきますが、その前提として、かかりつけ医にも相談をしてもらいます。帰国者・接触者相談センターでは、必要があればPCR検査につながることもありますし、かかりつけ医から紹介されPCR検査につながることもあります。いずれも市が絡んでいるということではなく、保健所、かかりつけ医といったところが対応しております。

吉岡委員

県営の住人が陽性の場合、市内感染者として、情報に入ってくるのか。

事務局

市民であれば、カウントされることになります。

吉岡委員

県営住宅の場合、県の管理なのか市の管理なのか曖昧なところがあると思ったので質問した。

松戸会長

他にないようですので、議題（４）その他について、委員の皆様から何かありますか。

事務局

追加で配布した報道発表資料　PCR検査センターの設置について説明。

松戸会長

他に何かございますか。

事務局

今回の会議は、来年３月に開催予定ですので、別途郵送にて通知いたします。

松戸会長

委員の方から、他に何かございますか。

久保委員代理篠崎様

PCR検査のことで、皆様の誤解がないように説明したい。

今の報道発表資料の裏面の流れの中で、受診・相談というところがある。受診というのは症状がある人であり、自覚症状がないのに受けることはできない。できればかかりつけ医に相談をしていただき、確認をしてもらいたい。そのうえで、PCR検査が必要な場合、検査をすることとなる。

保健所の相談窓口は、今はだいぶ落ち着いて、1日当たり30～40件程度、ピークのときは100～150件もあり、電話がつながらないと言われたこともある。最近の相談内容はPCR検査を受けたいという話が多い。その際は、症状があるか聞いている。君津保健所は、原則濃厚接触者の検査がほとんどである。ではなぜ県の発表では不明なのか、ということであるが、聞き取りをしても最初の人の感染元は不明である。保健所に相談があった場合、まずはかかりつけ医に相談しているか聞いている。

濃厚接触者の条件は、1m以内の接触、マスクをしていない、15分以上の接触となっている。近所の方に聞かれた際は、どんな症状があるのかを聞いていただきたい。

松戸会長

新型コロナウイルスに感染の疑いがある方は連携医療機関を受診とあるが、公表しませんとなっている。どこが連携医療機関なのか、と思う。皆さんの中でわかる方はいるか。

事務局

市はどこが連携医療機関か知らされておられません。

久保委員代理篠崎様

保健所も知らされておられません。

山口委員

もし症状があるときはかかりつけ医に相談すればよいのか。

久保委員代理篠崎様

かかりつけ医に相談すればよい。

久保委員代理篠崎様

かかりつけの医師が相談を受けて、新型コロナの疑いがある時はかかりつけ医の医師が保健所に相談してと言ってくれると思う。

熱以外の症状がなければかかりつけの医師も診てくれると思う。コロナウイルスは6種類あるが、そのうち4種類はいわゆる風邪のウイルスである。

山口委員

不安な時は、保健所に相談してよいのか。

久保委員代理篠崎様

それで構わない。そうすれば、保健所がどんな症状かを聞く。

吉岡委員

熱がある、咳が出る、と医療機関へ電話をしても、普通の病院は断るのではないか。感染予防対策をとっていない医療機関もあるのではないか。また、混み合っているところは断るのではないか。

濃厚接触者というが、濃厚接触者は保健所が把握していて、自分で濃厚接触者と認めたら検査をするのか。

久保委員代理篠崎様

自分で濃厚接触者と申し出た場合はどこの保健所で濃厚接触者と判断されたか、確認をしている。4月と現在の大きな違いは、濃厚接触者を全員検査するように国が指示しているところである。同居者は全員濃厚接触者となる。また、飛行機内で同乗している者も濃厚接触者となる。体液、血液に触れた人も濃厚接触者となる。先ほど話した1m以上の距離がある、マスクをしている、15分以内の接触であれば、濃厚接触者とされない。濃厚接触者は必ずPCR検査をする。国や県等が様々な通知を出しているが、市民にとっては分かりづらいものである。このような機会に皆さんにお伝えしたい。

君津保健所と消防とは連携がよく取れている。消防から相談があれば、保健所が判断する。本当に心配な状況であれば救急車を使っただかく、熱中症も同様である。現在、消防は感染防御のための装備をして出動している。

砂川委員

地域外来・検査センターについて、連携医療機関に相談とあるが、それが公表されていないのであれば分からないが、どうすればいいのか。

久保委員代理篠崎様

まずは、かかりつけ医に相談するよう伝えている。千葉県の保健所は16しかない。地域外来・検査センターができるきっかけは、保健所で検査できる件数が限られてしまうため、検査できる場所を増やすためである。現在、医師会としては、各医療機関で検査ができることを望んでいる。冬に備え、インフルエンザのように、検査をできる体制を作ることは保健所としても賛同している。

新型コロナの死亡例は、欧米と比較すると何十分の一である。新型コロナを皆が恐れるのは、コロナが死ぬ病気である、というインパクトが大きいからである。しかし、日本では新型コロナはインフルエンザの年間死者よりよほど少ないのが現状である。

マスク、手洗い等、日頃の管理をしっかりとやっていただいていることがとても効果的であり、また、各自の免疫を高めることも大切だと思っている。健康的な生活をしている者は免疫が高まり、罹りづらいといわれている。地道にやっている健康づくりが役立っているのではないかと思う。

発熱外来は新型インフルエンザが流行ったとき、発熱のある人を医療機関によっては個室に案内されたこともあった。そういう形での対応も大切である。

松戸会長

他にないようですので、以上を持ちまして本日の議題を終了し、進行を事務局に戻したいと思います。ご審議、誠にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第1回袖ヶ浦市健康づくり推進協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

(閉会 午後5時35分)

令和2年度第1回袖ヶ浦市健康づくり推進協議会会議次第

日 時：令和2年8月20日（木）
午後4時00分から
場 所：袖ヶ浦市保健センター
1階 接種室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

(1) 袖ヶ浦健康プラン21（第2次）の令和元年度評価について

(2) 令和元年度健康推進課事業の実績について

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する本市の取組みについて

(4) その他

4. 閉 会

袖ヶ浦市健康づくり推進協議会名簿

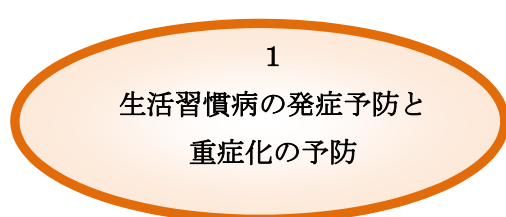
	団体	委員名	
関係行政機関の代表者	千葉県君津健康福祉センター	クボ シュウイチ 久保 秀一	代理出席副センター長 篠崎 久美
保健医療関係団体の代表者	君津木更津医師会	マツド ユウジ 松戸 裕治	出席
	君津木更津歯科医師会	スナカワ ナオトシ 砂川 直俊	出席
	君津木更津薬剤師会	ナリマツ ヒデヨ 成松 英世	欠席
衛生組織、学校、福祉、事業所等の代表者	袖ヶ浦市小中学校長会	ハヤシ ケンジ 林 健司	出席
	袖ヶ浦市食品衛生協会	コジマ サヨ 小島 さよ	出席
	袖ヶ浦市社会福祉協議会	コジマ ナオコ 小島 直子	出席
	袖ヶ浦市商工会	タニモト ミツコ 谷元 光子	出席
	君津市農業協同組合	クズタ ノリヤス 葛田 徳康	欠席
	袖ヶ浦市養護教諭会	アンドウ ヒサエ 安藤 久恵	出席
健康づくり関係団体の代表者	母子保健・食生活改善推進協議会	ヤマグチ カズヨ 山口 和世	出席
	健康づくり支援センター指定管理者	サクマ ムツミ 佐久間 睦美	出席
	袖ヶ浦市スポーツ推進委員協議会	アマノ ケイコ 天野 恵子	出席
市民の代表者	袖ヶ浦市自治連絡協議会	ヨシオカ マサシ 吉岡 眞史	出席
	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会	オオイワ ミサコ 大岩 みさ子	欠席
	袖ヶ浦市PTA連絡協議会	オクダ ヨシアキ 奥田 義明	欠席
	袖ヶ浦市立中川幼稚園PTA	ワタナベ カナエ 渡邊 香苗	出席
市民健康部長	市民健康部	カリマイ ミキタカ 苅米 幹隆	出席

袖ヶ浦健康プラン2 1 (第2次)の令和元年度評価について

1 計画の基本的な考え方

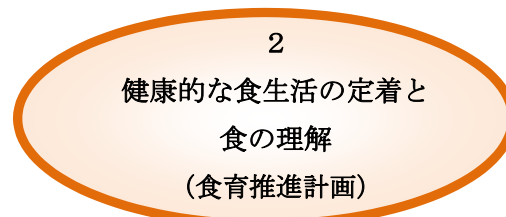
本プランは、基本理念を「健康寿命を伸ばし すこやかに暮らせるまち」と掲げ、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努め、健康的な生活習慣や食生活の定着を目指し、誰もがすこやかに暮らせるまちを目指してきました。

基本理念の実現に向けて、4つの基本的な方向と9分野ごとに目標を掲げ、その目標を評価するために58の評価指標を設定し、健康に関する取組を推進してきました。



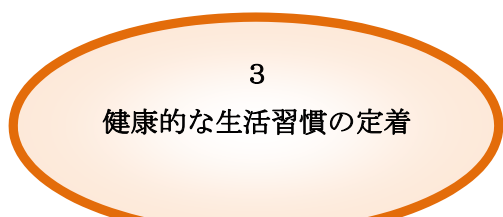
がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化の予防に努めます。

- 分野1 がん
- 分野2 循環器
- 分野3 糖尿病



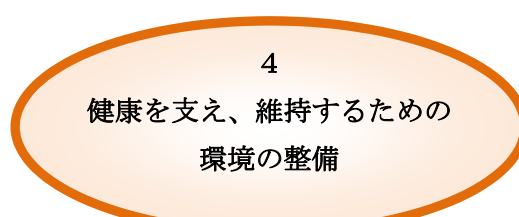
食育に関する取り組みを通じて、健康的な食生活の定着を図り、また、食についての理解を深めます。

- 分野1 生活習慣病発症予防のための栄養・食生活支援
- 分野2 家庭・地域における食育の推進と環境づくり



運動、休養、飲酒や喫煙、歯や口腔等、健康の維持・増進に深く関係する分野について取組みます。

- 分野1 身体活動・運動
- 分野2 飲酒・喫煙
- 分野3 歯・口腔
- 分野4 休養・こころの健康



健康の維持・増進に関係する機関が連携し、健康づくりに取り組むことで、市民の健康づくりを支援します。

2 プランの期間

本プランの期間は、平成26年度から令和5年度までの10年間です。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

3 進行管理について

平成30年度から令和元（平成31）年度は、計画期間の中間にあたることから、これまでの各施策の目標における58の評価指標の達成状況を把握し評価するとともに、課題を分析し、今後の取組の方向性をまとめました。令和2年度からは、年度ごとの進行管理により、評価・改善を行います。

4 評価の方法

評価指標の目標値は、達成率を算出し、達成度ランク（A～E）で評価しました。また、目標値が「減少」「増加」の指標については、統計学的処理に基づき評価しました。

【達成度ランク】

- A：現状値が目標に達成した（100%以上）
- B：現状値が目標に達していないが改善傾向にある
- C：現状値が変わらない（達成率±5%以内）
- D：現状値が悪化している
- E：目標設定時以降、調査等が実施されていない等の理由で現時点では評価できない

【達成率の計算式】

$$\text{達成率} = (\text{策定時の値} - \text{現状値}) / (\text{策定時の値} - \text{目標値}) \times 100$$

5 目標項目の達成状況（9分野）

基本的 方向	分野	評価（達成度）				
		達成 (A)	改善 (B)	変動 なし (C)	悪化 (D)	評価困難 (E)
1	1 がん	1	1	0	7	0
	2 循環器	1	2	1	4	0
	3 糖尿病	2	0	0	2	0
2	1 栄養・食生活支援	2	2	0	11	2
	2 食育の推進と環境づくり	1	0	0	0	1
3	1 身体活動・運動	0	1	0	2	1
	2 飲酒・喫煙	2	4	0	0	0
	3 歯・口腔	3	1	0	3	0
	4 休養・こころの健康	0	0	0	0	1
4						
	計	12	11	1	29	5

58の評価指標のうち、23の指標が「達成・改善」となっており、特に「歯・口腔」の分野で成果が見られます。

一方で、「がん」、「栄養・食生活支援」の分野では「悪化」が多くみられることから、引き続き、各取組みの強化が求められます。昨年度の中間評価でも示したように、「がん」の分野では、ナッジ理論を用いた健診未受診者への受診に向けた動機づけや「栄養・食生活支援」の分野では、新たに食育部会を立ち上げ、食に関する課題の共有と対応の検討を行う等、健康的な生活習慣、食習慣の定着に向けて各種取組を進めてまいります。

令和2年度袖ヶ浦健康プラン21(第2次)中間評価進行管理報告書

分野	NO	目標項目	最終評価 (令和5年度) 目標値	策定時 (平成26年度) の値	基本的方向 3		健康的な生活習慣の定着		取組み内容(令和元年度)	評価及び今後の方向性
					中間評価(令和元年度)		令和2年度			
					評価時の値	達成度(ランク)	評価時の値	達成度(ランク)		
分野1 身体活動・運動	1	日常生活のなかで意識的に運動をしている(いつも+時々)	70.0%	62.9% (H25)	52.1% (H30)	D	53.3% (R1)	D	運動の必要性やロコモティブシンドローム、フレイル(虚弱)について、講話や訪問等による保健指導、パンフレットの配布等により普及啓発を行った。また、袖ヶ浦いきいき百歳体操の推進により、地域活動を行う参加者を増やした。	目標値には達していないものの、全体として目標値に近づいている。特定保健指導での啓発に加えて、地域での健康教育、イベント時など様々な機会を活用して、運動に関する知識やロコモティブシンドロームの普及・啓発を行っていく。
	2	日常生活のなかで、1日30分以上の運動をする(週2回以上)	増加	41.7% (H25)	44.2% (H30)	D	44.7% (R1)	D		
	3	ロコモティブシンドロームの認知度	80.0%	8.1% (H25)	県42.0% 国46.8% (H29)	B	県44.4% 国44.8% (R1)	B		
	4	「袖ヶ浦市いきいき百歳体操」の普及を拡大	増加	—	1209人 (H30)	E	1270人 (R1)	E		
分野2 飲酒・喫煙	1	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(1日当たりの純アルコール摂取量が40g以上の者)の割合の減少 男性	減少	28% (H25)	12.8% (H30)	A	12.5% (R1)	A	・プレママパパ学級開催 延べ 14日/年、213人参加 ・母子手帳交付時保健指導 延べ 531人 ・R1.8.1「袖ヶ浦市における受動喫煙防止対策の基本方針」及び「民間施設における受動喫煙防止対策の手引き」策定	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者については男女ともに減少している。COPDの認知度は昨年度のデータと比較すると、国・県の調査結果でどちらも増加傾向となっているが、県のデータでは、成人に比べ未成年者の認知度が低く、知識の普及啓発が必要と考える。引き続き、プレママパパ学級や母子手帳交付、特定保健指導時の喫煙に関する知識の啓発を行っていく。また、広報、ホームページ等を活用し、受動喫煙防止に向けた普及啓発を進めていく。
	2	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(1日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の者)の割合の減少 女性	減少	30.3% (H25)	5.8% (H30)	A	5.2% (R1)	A		
	3	妊娠中の飲酒をなくす	0%に近づける	2.9% (H24)	1.8% (H29)	B	1% (R1)	B		
	4	妊娠中の喫煙をなくす	0%に近づける	3.4% (H24)	2.5% (H29)	B	1.9% (R1)	B		
	5	成人の喫煙率の減少	12.0%	13.9% (H23)	13.4% (H30)	B	12.7% (R1)	B		
	6	COPD(慢性閉塞性肺疾患)の認知度の向上	増加	11% (H25)	県43.8% 国25.5% (H29)	B	県50.5% 国27.8% (R1)	B		
分野3 歯・口腔	1	3歳でう歯の無い者の割合	80%以上	80.7% (H24)	89.4% (H29)	A	86.6% (R1)	A	・市内保育所・幼稚園・小中学校歯科指導時における啓発 保育所・幼稚園 1,624人 小中学校 2,384人 ・広報、ホームページによる成人歯科健診の啓発 ・成人歯科健診の実施 該当者 4,291人 受診者 269人 受診率 6.3% ・成人期における歯科健康教育の実施 集団 32人 個別 4人	・3歳でう歯の無い者の割合、12歳児1人平均う歯数はともに目標値を達成している。今後もう蝕の増えやすい1歳6か月から3歳までの間に実施する2歳児歯科健診を継続し、啓発を進めていく。 ・成人歯科健診は、他市の歯科医院や、君津木更津歯科医師会未加入の歯科医院は対象外であり、さらに、治療中の者は対象外となるため、定期受診をしている者は含まれない。また、指標値は、成人歯科健診の受診者を母数としているため、母数が限定され、年度ごとの変動が大きいと考える。 今後は引き続き、成人歯科健診の受診数の増加に向けた周知とともに、口腔ケアの必要性についての普及啓発を様々な機会を活用して進めていく。
	2	12歳児1人平均う歯数	1.0本以下	1.65本 (H24)	1.11本 (H30)	B	0.62本 (R1)	A		
	3	進行した歯周炎がある者の割合 40代	25%以下	30.6% (H24)	48.9% (H29)	D	38.2% (R1)	D		
	4	進行した歯周炎がある者の割合 60代	45%以下	42.4% (H24)	56.9% (H29)	D	69.8% (R1)	D		
	5	40歳で喪失歯の無い者の割合	75.0%	70.5% (H24)	78.7% (H29)	A	88.2% (R1)	A		
	6	60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合	85%	81.7% (H24)	82.8% (H29)	B	79.1% (R1)	D		
	7	過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合	55%	26.5% (H24)	34.6% (H29)	B	39.8% (R1)	B		
分野4 休養・こころの健康	1	自殺者の減少	H30-34 合計40人(年平均8人)以下	—	H25-29 合計58人(年平均11.6人)	E	H26-30 合計54人(年平均10.8人)	E	・広報、ポスター、チラシ等により、知識の普及啓発を実施した。また、こころの健康相談についての相談窓口の情報の周知も併せて行った。 ・令和2年3月、袖ヶ浦市自殺対策推進計画の策定 ・国からの地域自殺実態プロファイルでは、平成30年度における自殺死亡率(人口10万人当たりの死亡者数)は14.3人であり、29年度(16.1人)と比較し減少している。自殺の背景として、職場の人間関係や配置換え、失業、退職等就労に関することが特徴として示されている。	自殺者については、平成30年度は減少しているものの、年度ごとに示すと変動が大きい。今後も、心の健康を保つための普及啓発や自殺予防のための相談窓口の周知を継続するとともに、市で策定した自殺対策推進計画に基づき、自殺の危険を示すサインに気づき、適切に行動できる者を増やすためのゲートキーパー研修を開催するなど、自殺者の減少に向けた取組みを進めていく。

令和元年度健康推進課主要事業実績

資料2

	事業名	事業概要	予算現額 (単位：円)	決算額 (単位：円)	事業実施概要
1	健康づくり推進協議会事務費	総合的な健康づくり対策を推進することを目的とした健康づくり推進協議会の運営を行う。	182,500	175,360	健康づくり推進協議会を開催し、袖ヶ浦健康プラン（第2次）の中間評価や自殺対策、受動喫煙対策等、健康づくりに関する市の取組みについて、意見聴取、審議をおこなった。会議開催回数2回。
2	在宅当番医事業	市民が安心して生活できるよう、君津木更津医師会・君津木更津歯科医師会の協力を得て、日曜日・祝日・年末年始の急病やケガなどに対して、早く適切に医療が受けられる医療体制を維持する。	2,184,000	2,181,125	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の急病患者対応として、君津木更津医師会に委託し、市内19医療機関で年間76日、延べ4,495人（医科4,248人、耳鼻科247人）を診療した。 ・年末年始の歯科の急患の対応として、君津木更津歯科医師会に委託し、市内4医療機関で4日間、延べ34人を診療した。
3	保健衛生関係機関負担金等事務費・夜間急病診療所等運営事業	地域の医療や、救急体制の維持及び看護師養成の支援のための負担金を拠出することで、医療環境の改善を図る。	280,552,000	279,192,780	<p>保健衛生機関の運営費を一部負担し、地域の医療・救急体制を維持した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・君津中央病院負担金 240,963,780円 ・木更津看護学院負担金 1,485,000円 ・君津木更津歯科医師会負担金 73,000円 ・広域市町村圏事務組合負担金 36,671,000円 （君津郡市夜間急病診療所 2,922,000円、二次待機施設 33,749,000円）
4	保健衛生総務事務費	事業実施に必要な人材の確保や、保健衛生全般について必要な予算を確保し、適正な事務執行環境を確保する。	25,974,820	25,472,686	<p>歯科衛生士等の専門職と事務職員を雇用し、各種事業を円滑に実施した。また、健康管理システム等の利用により、保健指導を円滑に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員等人件費 17,899,904円 ・健康管理システム保守委託料等 7,246,640円
5	子育て世代包括支援事業・母子保健型	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師・助産師等が専門的な見地から相談支援を実施し、切れ目のない支援を行う。	4,155,680	3,871,398	<p>妊娠期から子育て期にわたって、切れ目のない支援を実施した。</p> <p>（母子健康手帳発行数531件、面接件数657件）</p> <p>産後ケア事業を5か所の産婦人科に委託し、実施した。（宿泊利用2件）</p>
6	健康づくり支援センター管理事業	健康づくりの中核的な施設としての健康づくり支援センターを運営することで、市民の健康維持・増進をハード・ソフトから支援する。	185,122,142	182,341,656	<p>指定管理者である公益財団法人体力づくり指導協会が管理・運営した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間入場者数 171,481人 ・3ヶ月講座受講者数 5,265人 ・利用者アンケート（回答360人） ⇒健康づくりに役立っていると回答した者 92.2% 医療費・通院回数が減ったと回答した者 10.7%
7	妊婦乳幼児保健指導等事業	若年妊婦や疾病を有している妊婦などの訪問支援や、医療機関に妊婦・乳児健診を委託し、母子の健康保全の増進に努める。	53,775,597	53,773,261	<p>委託医療機関における健康診査の実施 6,757件（妊婦5,951件、乳児806件）</p> <p>保健師、助産師等による訪問の実施1,156件（妊婦4件、乳幼児700件、産婦452件）</p>
8	特定不妊治療費等助成事業	医療保険の対象外であり高額な医療費となる不妊治療費の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の受診と治療を促進する。	4,648,000	4,578,588	<p>広報、ホームページを活用し、制度の周知に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成件数 62件 ・男性不妊検査費助成件数 5件 ・申請組数43組中16組において年度内に妊娠届が提出された。

令和元年度健康推進課主要事業実績

資料2

	事業名	事業概要	予算現額 (単位：円)	決算額 (単位：円)	事業実施概要
9	予防接種事業	伝染病の恐れのある疾病の流行・蔓延を防ぐため、各種予防接種を行う。	178,903,000	166,889,533	乳幼児から成人まで以下の予防接種の対象者に、広報等を通して周知を行い、医療機関での個別接種を実施した。また、乳幼児の未受診者に受診勧奨を行った。 【乳幼児】 ・麻疹・風しん混合 対象者1,227人 実施者1,146人 実施率93.4% ・BCG 対象者498人 実施者520人 実施率104.4% ・4種混合 対象者2,108人 実施者2,136人 実施率101.3% ・ヒブ 対象者1,992人 実施者2,015人 実施率101.2% ・小児用肺炎球菌 対象者1,992人 実施者2,072人 実施率104.0% ・B型肝炎 対象者1,494人 実施者1,494人 実施率100.0% ・日本脳炎 対象者1,781人 実施者2,134人 実施率119.8% ・水痘 対象者1,232人 実施者1,120人 実施率90.9% 【児童・生徒】 ・二種混合 対象者617人 実施者504人 実施率81.7% ・日本脳炎2期 対象者585人 実施者547人 実施率93.5% ・子宮頸がん 対象者873人 実施者10人 実施率1.1% 【成人】 ・インフルエンザ 対象者17,067人 実施者9,019人 実施率52.8% ・高齢者肺炎球菌 対象者2,289人 実施者562人 実施率24.6% ・風しん5期 (抗体検査 対象者3,660人 実施者865人 実施率23.6%) (予防接種 対象者202人 実施者153人 実施率75.7%)
10	成人健康診査事業	生活習慣病の予防及び疾病の早期発見に努め、健康教育等の保健指導を推進し、若年期からの健康増進を図る。	6,876,000	6,571,863	・若年期健康診査(30～39歳) 受診者数330人 ・肝炎ウイルス検診 受診者数874人 ・健康増進法に基づく健康診査(生活保護受給者等医療保険未加入者) 受診者数4人
11	がん検診事業及び結核検診事業	各種がん検診や結核検診を実施し、病変を早期発見・早期治療につなげることで、健康保持及び増進を図る。	70,607,510	69,265,874	疾病の早期発見、早期治療に結び付けられるよう、各種がん検診を円滑に実施した。 胃がん(40歳以上) 対象者18,018人 受診者3,307人 受診率18.4% 子宮がん(20歳以上) 対象者13,299人 受診者3,851人 受診率29.0% 乳がん(30歳以上) 対象者12,337人 受診者3,756人 受診率30.4% 肺がん(40歳以上) 対象者18,018人 受診者5,452人 受診率30.3% 大腸がん検診(40歳以上) 対象者18,018人 受診者4,296人 受診率23.8% 結核検診(40歳以上) 対象者18,018人 受診者4,773人 受診率26.5%
12	成人・高齢者歯科保健事業	市民が健康な歯で健康な生活を送ることができるよう、健康診査や個別保健指導を実施したり、口腔がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげる。	2,131,000	2,098,319	・成人歯科健康診査(30・40・50・60・70歳) 対象者4,291人 受診者269人 受診率6.3% ・口腔がん検診(20歳以上) 申込者240人 受診者216人
13	健康マイレージ事業	死亡原因の多くを占める生活習慣病の発症や重症化を予防するため、市民の健康に対する意識の向上や各種健診の受診率向上を図るとともに、正しい生活習慣の定着を図る。	1,833,490	1,756,070	各種健(検)診や健康イベントに参加し、一定以上のポイントを取得し応募された者へ参加賞や商品を進呈した。 応募数は2,467人。運動習慣・減量・食事習慣など、生活習慣を改善しようとする取り組みが見られた。
14	特定保健指導等事業費	内臓脂肪型肥満に着目した健康診査を実施し、リスクの重複がある対象者に対して保健師・管理栄養士が早期に介入して、行動変容につながる保健指導を実施する。	2,115,000	1,929,127	・特定保健指導では、専門職(管理栄養士・保健師)を臨時職員として雇用し、指導率の向上に努めた。実施率52.1%(暫定値) ・未受診者対策では対象者882人中547人に実施。うち51人が受診につながった。 ・慢性腎臓病に対する重度化予防の取組として、81人に受診勧奨の訪問を実施した。

新型コロナウイルス感染症に関する本市の取組みについて

1 新型コロナウイルス感染症対策本部（通算 3 4 回開催）

（1）構成

本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：教育長、各部長 計 13 名

（2）対策本部

設置日：令和 2 年 2 月 5 日

開催数：延べ 3 4 回の本部会議を開催（令和 2 年 8 月 1 1 日現在）

検討事項：市対処方針の決定、消毒液・マスク配布方針の決定、
市が主催する集会やイベント等の中止や延期、再開に係る判断、
市が所管する施設の休館、再開に係る判断、
市内で感染者が確認された場合の対応に関する検討、
感染拡大防止対策の実施 等

2 市民への周知・啓発

（1）内容

感染予防対策、感染症に係る相談窓口、感染症拡大に係る注意喚起
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の措置内容
助成金などの支援策及び相談窓口、感染者確認情報 など

（2）周知媒体

ホームページ、生活安全メール、YouTube、広報紙、広報無線、公共施設での掲示、
区等自治会への回覧 など

3 備蓄品を活用した対策

（1）アルコール消毒液の配置（令和 2 年 1 月 3 0 日～）

市庁舎、公民館等の公共施設、小中学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、
医療機関、福祉施設 計 1, 0 1 6 リットル

※当初備蓄数量	5 6 1 リットル
補充数量	1, 0 9 1 リットル（内寄付分 1 6 3 リットル）
使用数量	1, 0 1 6 リットル
<u>現在備蓄数量</u>	<u>6 3 6 リットル</u>
補充予定数量	1, 1 8 0 リットル

(2) マスクの配布 (令和2年2月8日～)

イベント・会議等の来場者、小中学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、医療機関、福祉施設、相談業務従事職員等 計236千枚

※当初備蓄数量	200千枚
補充数量	185千枚 (内寄付分57千枚)
使用数量	236千枚
<u>現在備蓄数量</u>	<u>149千枚</u>
補充予定数量	280千枚

(3) 防護服・アイソレーションガウンの提供 (令和2年4月17日～)

医療機関 計152着 (2次、3次救急病院及び休日当番医等へ配布)

健診時医師使用分 計17着

(この他、君津木更津医師会へ使い捨て雨合羽を400着提供)

※当初備蓄数量	136着
補充数量	1,700着 (内寄付分1,500着)
使用数量	169着
<u>現在備蓄数量</u>	<u>1,667着</u>

(4) その他購入 (予定) 物品

(購入物資)

・フェイスシールド	
医療機関への配布、健診時使用	
補充数	200枚
使用数	85枚
<u>現在備蓄数量</u>	<u>115枚</u>

(購入予定物資)

・フェイスシールド	11,000枚
・ヘッドレスカバー	11,000枚
・医療用ガウン	11,000枚
・使い捨て手袋	115,000組

・非接触型体温計	
市事業等で使用	
補充数	39個

4 新型コロナウイルス感染症対策に係る組織体制の強化

新型コロナウイルス対策支援室の設置 (令和2年4月27日～)

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談や経済的な支援策の案内、一般的な問合せ等に対応するための相談窓口を設置。

5 感染症発生時の防疫体制の整備

いざという状況に備えて、袖ヶ浦市と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会において、令和2年4月27日に感染症発生時の防疫業務の協力に関する協定を締結し、防疫体制を整備。

対策等の概要	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
市対策本部関係								
情報共有会議		1回						
任意の本部設置	指定感染症の指定 (2/1)		設置					
本部会議(任意)実施		1回	2回	3~6回	7回	8回	9~10回	任意の本部に移行 11回
特措法に基づく本部に移行				緊急事態宣言 (4/7)		移行	緊急事態宣言解除 (5/25)	
本部会議(特措法)実施				1~5回	6~9回	10~13回	14回	15回
新型インフルエンザ特別措置法に基づく措置								
特別措置法第45条第1項	4/7~ 県民に対し、外出を自粛するよう要請。							
特別措置法第24条第9項	4/7~ 複数の者が利用する施設に対し、感染対策の徹底の協力を要請							
	4/7~ 感染の拡大につながるおそれのある催物(イベント)開催の制限を要請							
	4/14~ 施設を管理する事業者又は施設を使用するイベント主催者に対し、施設の使用停止又はイベント開催の停止の協力を要請							
	4/17~ 夜間(19時以降)の酒類提供を控えるよう協力要請(食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者)							
	4/24~ 公園やスーパーマーケット等生活の確保に必要で多くの人が詰まる場での感染症対策の協力要請(人との接触を8割減らす、10のポイントなど)							
	5/4 緊急事態宣言の延長 5/5~措置の継続							
	5/25 緊急事態宣言解除 5/26~ 外出自粛等の協力要請等を緩和、施設の使用停止要請を一部解除							
	6/1~ 施設の使用停止要請の解除(ライブハウス、ナイトクラブ等を除く)							
	6/12~ 酒類の提供に係る時間制限の解除 6/19~ 施設の使用停止要請の解除							
	7/10~ 発熱等の症状がある時は外出を控える。外出する際は「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に基づいて行動。県内外を問わず、感染防止対策が徹底されていない施設等への外出を控える。特に、繁華街の接待を伴う飲食店については、対策が徹底されていない店の利用は控える。飲食店の利用では、特に「3つの密」を避ける。多人数での会食の際は、大声での会話を控えることについて協力要請。							
7/30~ 多人数(5人以上)での会食を自粛。事業者に対し、体調が良くない従業員は出勤させないよう要請。								
8/4~ カラオケ利用の際は、歌唱中もマスクやフェイスシールドの着用を要請 8/8~対策が徹底されていない接待を伴う飲食店・カラオケ店の休業を要請								
感染症患者確認状況								
県報道発表による情報把握				1例	2~4例	5~7例		8例
							9~10例	11~12例
								13~14例
市民への情報周知								
市民への情報周知	随時実施 (内容)各種相談窓口、感染予防対策、千葉県からの協力要請、新しい生活様式、助成金などの支援策、感染者確認情報など (媒体)市ホームページ、生活安全メール、市広報紙、広報無線、YouTube、区等自治会への回覧など							
市長メッセージの配信(日付)				6.7.10	24.28		25	15
							23.24	7

新型コロナウイルス感染症に関する本市の主な取組一覧

資料3

対策等の概要	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
感染症拡大防止対策								
消毒液の設置		1/30～随時	市庁舎、公民館等の公共施設、小中学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所・園、福祉施設、医療機関					
マスクの配布		2/8～随時	イベント・会議時、小中学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所・園、医療機関、福祉施設、妊婦、民生委員、相談業務従事職員 等					
医療機関への防護服の提供				4/17、4/27				
市が行う集会やイベント等の中止・延期、再開状況		国の通知(2/20) 市対策本部決定(2/21)	2/22～3/31			6/1～	事業の一部再開	
			国専門家会議提言(3/19) 市対策本部決定(3/23)	期間延長 4/1～4/15				
				緊急事態宣言(4/7) 市対策本部決定(4/8)	期間延長 4/16～5/6			
				市対策本部決定(4/28) 緊急事態宣言延長(5/4)	期間延長 5/7～5/31			
防疫業務に関する協定締結				4/27～	一般社団法人千葉県ペストコントロール協会と施設消毒に関する協定締結			
施設等の休業								
公共施設等の休館、再開状況		国通知(2/25) 市対策本部決定(2/28)	3/1～3/25			6/1～	施設の一部再開	
			国専門家会議提言(3/19) 市対策本部決定(3/23)	期間延長 3/26～4/15				
				緊急事態宣言(4/7) 市対策本部決定(4/8)	期間延長 4/16～5/6			
				市対策本部決定(4/28) 緊急事態宣言延長(5/4)	期間延長 5/7～5/31			
小中学校の休校、再開		国の要請(2/27) 市教委決定(2/28)	3/2～3/25	春休み		6/1～	学校再開 (密集しないように配慮し、短時間の登校、給食なし)	
			県立学校の臨時休業の発表(4/5) 市教委決定(4/5)	期間延長 ～4/30		6/8～	短縮事業、簡易給食開始	
				緊急事態宣言(4/7) 市教委決定(4/9)	延長 ～5/6	6/12	入学式(午前:小学校、午後:中学校)	
				市教委決定(4/28) 緊急事態宣言延長(5/4)	期間延長 5/7～5/31	6/15～	通常授業、通常給食開始	
8/8～23						夏休み		
市職員の感染症防止対策								
マスクの配布(窓口対応等職員)		2/8～	感染拡大防止を目的に、窓口対応や相談業務等に従事する職員へ配布					
公共交通機関利用者の時差出勤		2/28～	始業時刻を午前7時30分を起点に30分刻みで9時30分まで選択					
窓口業務の感染拡大防止策の強化			緊急事態宣言(4/7)	4/8～ カウンター窓口への仕切り等設置				
サテライトオフィスの設置			緊急事態宣言(4/7)	4/10～6/30 会議室、保健センター				
在宅勤務			緊急事態宣言(4/7)	4/10～5/31 グループの交代制による				
組織体制の強化								
新型コロナウイルス対策支援室の設置				4/27～	室長含む5人体制(室長は課長が兼務)			
特別定額給付金対策室の設置				4/27～	室長含む6人体制			

新型コロナウイルス感染症支援策一覧

現在、国や県、市等から多くの支援策が打ち出されています。様々な支援策があるため、改めて一覧にしましたので今後の生活にお役立てください。

<全ての市民の皆さまへ>

休業や無給・減給などによる生活への不安や生活資金不足、税金や保険料の納付、学校・保育のことでなどお困りの皆さまへの支援をしています。

令和2年7月28日

項目	内容	問い合わせ先
給付金など	<p>特別定額給付金【国】【市】 家計への支援を行うため、1人10万円を給付します。5月18日から8月18日まで郵送等による申請を受付けています。</p> <p>住居確保給付金(家賃)【国】【市】 離職や自営業の廃業、本人の責めに帰すべき理由・本人の都合によらないで収入が減少し、離職や廃業と同様に至り、経済的に困難し、家賃の支払いが困難となって住居を喪失した方、おそれのある方を対象に家賃相当額(限度あり)を市から支給し、就労機会の確保に向けた支援をします。</p> <p>国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金【市】 被保険者のうち給与等の支払いを受けている人が感染などにより4日以上働けないときは、働く予定だった日について、傷病手当金を支給します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国】[7月28日追加] 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、この労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。 支援金額:休業前賃金の8割(日額上限11,000円)を、休業実績に応じて支給します。</p>	<p>市特別定額給付金対策室 ☎0438(53)7522</p> <p>地域福祉課 ☎(62)3159</p> <p>【国民健康保険】 保険年金課・国保資格給付班 ☎0438(62)3031 【後期高齢者医療保険】 保険年金課・後期・賦課徴収班 ☎0438(62)3092</p> <p>休業支援金・給付金コールセンター☎0120-221-276</p>
貸付	<p>緊急小口資金(主に休業された方向け)【他】 収入の減少や失業などにより生活に困難し、緊急かつ一時的に生計を維持するため、世帯に最大20万円を貸し付けます。</p> <p>総合支援資金(主に失業者向け)【他】 収入の減少や失業などにより生活に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯に、一定期間毎月の生活費(最大20万円)を貸し付けます。</p>	<p>市社会福祉協議会 ☎0438(63)3888 厚生労働省コールセンター ☎0120(46)1999</p> <p>市社会福祉協議会 ☎0438(63)3888 厚生労働省コールセンター ☎0120(46)1999</p>
免除・猶予	<p>国民年金保険料の免除【国】 収入が減少し一定の要件を満たす人は、令和2年2月以降の国民年金保険料が免除または猶予される場合があります。</p> <p>国税・県税・市税・国民健康保険料の納付の猶予【国】【県】【市】 【国税・県税・市税・国民健康保険料】 次のいずれも満たす人は、令和2年2月1日～3年1月31日までに納期限が来る税金の納付が1年間猶予され、その期間中の延滞金が免除される場合があります。 《条件》 (1)令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)における事業などの収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少している。 (2)一括での納付が困難である。</p> <p>国民健康保険税・後期高齢者保険料の減免【市】[7月28日追加] 【国民健康保険税】 一定の条件を満たす人は、納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日の令和元年度、2年度分国民健康保険税(納付済みの保険料も対象) 【後期高齢者保険料】 一定の条件を満たす人は、納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日の令和元年度、2年度分後期高齢者保険料(納付済みの保険料も対象)</p> <p>介護保険料の減免【市】[7月28日追加] 【介護保険料】 次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合、納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日の令和元年度、2年度分介護保険料を減免します。(納付済みの保険料も対象) 《要件》 (1)主たる生計維持者が死亡又は、重篤な傷病を負った世帯 (2)①～②を全て満たす世帯 ①主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが前年比30%以上減少する見込み ②主たる生計維持者の減少する事業収入以外の前年の合計所得が400万円以下</p> <p>電気・ガス・携帯電話・固定電話・インターネットサービス利用料の支払いの猶予【他】 国は、各事業者に対して、支払いが困難な人の状況に配慮し、供給停止や支払いの猶予を要請しています。支払いにお悩みの人は、契約している事業者にお問い合わせください。</p>	<p>保険年金課・後期・賦課徴収班 ☎0438(62)3092 木更津年金事務所 ☎0438(23)7616</p> <p>【国税】 国税局猶予相談センター ☎03(6672)3503 【国税】 木更津税務署 ☎0438(23)6161 【県税】 木更津県税事務所 ☎0438(25)1110 【市税・国民健康保険税】 納税課 ☎0438(62)2653</p> <p>【国民健康保険税・後期高齢者保険料】 保険年金課 ☎0438(62)302</p> <p>介護保険課 ☎0438-62-3158</p> <p>ご契約の事業者</p>

<子育て中の皆さまへ>

子育てに関する生活資金不足や子どもの教育・保育のことでお困りの皆さまへの支援をしています。

項目	内容	問い合わせ先
給付金等	<p>子育て世帯臨時特別給付金事業【市】 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人1万円を6月中旬以降に支給します。申請は不要です。なお、新高校1年生も対象です。</p> <p>ひとり親世帯臨時特別給付金【国】[7月28日追加] 児童扶養手当を受給している「ひとり親世帯」に対し、1世帯5万円を支給します。児童が複数人の場合は、加算した金額が支給金額となります。申請は不要です。</p> <p>就学援助制度【市】 小・中学校に就学させるのに経済的理由でお困りの方に対して、学用品費や給食費等の一部を援助します。 また、就学援助制度で令和2年4月1日認定を受けた方に対し、市立小中学校臨時休校期間中の昼食費(給食費相当額)を支援します。</p> <p>企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【国】 小学校や保育所の臨時休業などにより、仕事を休むことができずにベビーシッターを利用した場合に、利用料金を補助します。</p>	<p>子育て支援課 ☎0438(62)3272</p> <p>子育て支援課 ☎0438(62)3272</p> <p>学校教育課 ☎0438(62)3718</p> <p>(公社)全国保育サービス協会 ☎03(5363)7455</p>
保育	<p>保育料の取り扱いについて【市】 【保育料算定】 (1)登園自粛にご協力いただいた日数分の保育料は、以下のとおり後日精算します。 (2)令和2年4月8日(水曜日)から令和2年5月31日(日曜日)までの間、保育所等の開所日(土曜日含む)の登園実績を各園から提供していただき算定します。 (3)4月以降の各月の保育料は、4月15日以降にお知らせしております保育料決定通知の金額にて各月の納期ごとにお支払いください。 (4)延長保育料、一時預かり保育料や休日保育料は精算対象にはなりませんので、ご注意ください。</p> <p>副食費の取り扱いについて【市】 【副食費算定】 (1)登園自粛にご協力いただいた日数分の副食費は、以下のとおり後日精算します。 (2)令和2年4月8日(水曜日)から令和2年5月31日(日曜日)までの間、保育所等の開所日(土曜日含む)の登園実績を各園から提供していただき算定します。 (3)市立保育所においては、一度対象月分の副食費をお支払いください。 (4)市立保育所以外の私立保育園等をご利用の方は、食料料金の注文等を各園がキャンセルできる食数分は、日割り計算の対象としていただくよう、各園に依頼しております。</p> <p>新入所(園)に伴う育児休業からの復職及び求職期間の取扱いについて【市】[7月28日更新] 【対象】 認可保育所等(市立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育施設)</p>	<p>保育課 保育班 ☎0438(62)3276</p> <p>保育課 保育班 ☎0438(62)3276</p> <p>保育課 保育班 ☎0438(62)3276</p>

<学生の皆さまへ>

修学の継続が困難な学生の皆さまへの支援をしています。

	項目	内容	問い合わせ先
給付・減免	学びの継続のための「学生支援緊急給付金」【他】	新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、大学等での修学の継続が困難になっている学生等に、最大20万円を支給します。	各大学・専門学校等の担当窓口
	給付型・貸与型奨学金、授業料免除【他】	新型コロナウイルス感染症の影響や家計が急変(失職・災害等)した学生等に支援をします。2020年4月から高等教育修学支援新制度(授業料等免除+給付型奨学金)もスタートしました。	【日本学生支援機構・奨学金相談センター】 ☎0570(666)301 【各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口】

<事業者の皆さまへ>

事業継続や雇用などでお困りの皆さまへの支援をしています。

	項目	内容	問い合わせ先
給付金・助成金など	持続化給付金【国】[7月28日更新]	事業全般に広く使える給付金です。売上が50%以上減少している事業者に対し、最大200万円(個人事業主は最大100万円)を支給します。※農業者も含む	持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570
	持続化補助金【国】[7月28日追加]	事業再開に向けた投資を行う小規模事業者に最大150万円を補助します。	日本商工会議所補助金事務局☎03-6447-5485 袖ヶ浦市商工会☎0438-62-0539
	家賃支援給付金【国】[7月28日追加]	一定の売り上げ減少要件を満たす事業者に、中小企業最大600万円、個人事業者最大300万円給付します。	家賃支援給付コールセンター☎0120-653-930
	千葉県中小企業再建支援金【県】[6月22日更新]	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受け売り上げが大きく減少している中小企業や特定非営利活動法人等の事業者に対して、最大40万円の支援金を給付します。	県中小企業再建支援金相談センター ☎0570(04)4894
	袖ヶ浦市中小企業支援臨時給付金【市】	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が大きく減少したものの、国や県の給付金を受けられない、売上減少率が20%以上50%未満の地元中小企業を対象に、10万円を支給します。	商工観光課 ☎(62)3428
	雇用調整助成金【国】[7月28日更新]	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、労働者1人1日につき、最大15,000円まで助成します。	・木更津ハローワーク ☎0438(25)8609 ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター ☎0120(60)3999
	小学校休業等対応助成金【国】[6月22日更新]	小学校や保育所などの臨時休業等により、子どもの世話が必要となった従業員に有給の休暇(年次有給休暇は除く。)を取得させた事業主に対し、労働者1人1日につき、最大15,000円まで助成します。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター ☎0120(60)3999
	小学校休業等対応支援金【国】[6月22日更新]	個人で仕事をする人が、小学校や保育所などの臨時休業等により子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなったときに、1日当たり7,500円を助成します。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター ☎0120(60)3999
	休暇取得支援助成金(母性健康管理措置)【国】[6月22日追加]	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、当該有給休暇制度の内容を、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知し、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主に労働者1人当たり100万円を上限として助成します。	・千葉労働局雇用環境・均等室 助成金に関する相談・申請 ☎043(306)1860 母性健康管理措置に関する相談 ☎043(221)2307
	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)【国】[6月22日追加]	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主に、労働者1人当たり35万円を上限として助成します。	・千葉労働局雇用環境・均等室 ☎043(306)1860
融資・貸付	千葉県制度融資(中小企業者向け)【県】	「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」として、実質無利子・無担保・元金据置の融資を行います。信用保証の保証料が半額またはゼロになります。	・県商工労働部経営支援課 ☎043(223)2707 ・市内金融機関
	日本政策金融公庫の融資【他】	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」として、実質無利子・無担保・元金据置の融資を行います。信用保証の保証料が半額またはゼロになります。	・日本政策金融公庫千葉支店 中小支援事業 ☎043(243)7121 国民生活事業 ☎043(241)0078
	商工中金の危機対応融資【他】	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」として、実質無利子・無担保・元金据置の融資を行います。信用保証の保証料が半額またはゼロになります。	・商工中金千葉支店 ☎043(248)2345
	農林漁業セーフティネット資金【他】	経営の維持が困難な農林漁業者に、安定に必要な長期運転資金の融資を行います。	・県農林水産部団体指導課経営支援室 ☎043(223)3075 ・日本政策金融公庫千葉支店農林水産事業 ☎043(238)8501
猶予	固定資産税・都市計画税の減免【国】	中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度固定資産税および都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。	固定資産税等の軽減相談窓口 ☎0570-077322

<その他の問い合わせ先>

項目	問い合わせ先
金融に関する相談窓口	千葉県経営支援課金融支援室 ☎043(223)2707
経営に関する相談窓口	千葉県産業振興センター・チャレンジ企業支援センター ☎043(299)2907
労働に関する相談窓口	木更津労働基準監督署 ☎0438(22)6165
緊急事態措置電話相談窓口	千葉県健康福祉政策課健康危機対策室 ☎043(223)4318
新型コロナウイルス感染症電話相談窓口 帰国者・接触者相談窓口	君津健康福祉センター(帰国者接触者相談センター) ☎0438(22)3745
仕事についての相談窓口	ハローワーク木更津 ☎0438(25)8609
千葉県電話相談窓口	☎0570(200)613
厚生労働省の電話相談窓口	☎0120(565)653
布マスク電話相談窓口(全戸配布関係)	☎0120(551)299 ※国から全戸配布のされる布マスクについては、県や市では対応しておりません。
DV相談ナビ DV相談ナビ+	☎0570(0)55210(DV相談ナビ) ☎0120(279)889(DV相談ナビ+) ※SNS・メール相談も可 24時間対応
児童相談所・児童相談所虐待対応ダイヤル 子育ての悩み、虐待の相談等	☎0439(55)3100(君津児童相談所) ☎189(児童相談所虐待全国共通ダイヤル)
心の健康についての相談	千葉県精神保健福祉センター ☎043(263)3891
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 (職場のメンタルヘルスに関する情報提供)	☎0120(565)455
よりそいホットライン (生きづらさを感じるなどの様々な悩みについて相談)	☎0120(279)338
SNS等による相談(厚生労働省)	LINE、Twitter、FacebookなどのSNSや電話を迂回して年齢や性別を問わず、「生きづらさを感じる」などのお悩みの相談

令和2年8月20日

報道関係者各位

木更津市長	渡	辺	芳	邦
君津市長	石	井	宏	子
富津市長	高	橋	恭	市
袖ヶ浦市長	粕	谷	智	浩

PCR検査センターの設置について

新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化するため、千葉県からの委託を受けて君津木更津医師会が運営する地域外来・検査センターを君津郡市広域市町村圏事務組合が設置いたしました。

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の4市は地元自治体として、君津郡市広域市町村圏事務組合とともに、地域外来・検査センターを運営する君津木更津医師会を支援してまいります。

1. 名称 地域外来・検査センター
2. 設置日 令和2年8月20日（木）
3. 場所 医師の診断によりPCR検査が必要であると判断された方が、混乱なく安全に検査を受けられるよう非公開としています。
4. 検査の流れ
 - (1) 感染の疑いのある方は、君津地域内（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）の連携医療機関を受診します。検査の必要があると判断した場合、医師が「地域外来・検査センター」の予約をします。※（個人での検査申し込みはできません。）
 - (2) ドライブスルー方式で検体を採取します。
 - (3) 検体検査は、民間検査機関が実施します。
 - (4) 検査結果は、紹介元である連携医療機関から本人へ連絡します。検査の結果、陽性であった場合は、君津保健所からの指示があります。

問い合わせ先

富津市健康福祉部健康づくり課

担当：健康づくり課長 藤寄 勉

TEL：0439-80-1268

FAX：0439-80-1350

E-mail：mb017@city.futtsu.chiba.jp

新型コロナウイルスに感染の疑いがある方

受診
・
相談

連携医療機関を受診（先ずは、電話で相談する）

医師がPCR検査の要否を判断

PCR検査が必要と判断された場合は
連携医療機関から地域外来・検査センターへ予約

検
査

指定された日時に自家用車で地域外来・検査センターへ行く（公共交通機関の利用不可）

ドライブスルー方式による検体採取

判
定

自
宅
待
機

民間検査機関で検体を検査

検査結果は民間検査機関から
医師会を通じ連携医療機関へ
報告

連携医療機関から患者に検査結果について連絡

陽性の場合、君津保健所から指示がくる（自宅待機）